

# 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

山口県防府市

令和7年4月

## 1 現状

### (1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する 民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
防府市	56.9 歳	74 人	333,518円	387,570円	344,520円	-	-	-	-
清掃職員	56.9 歳	60 人	336,853円	393,058円	347,353円	廃棄物処理業 従業員	47.7 歳	314,900円	1.25
学校給食員	58.2 歳	4 人	326,875円	337,050円	328,500円	調理士	46.2 歳	237,300円	1.42
用務員	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車運転手	56.4 歳	5 人	334,400円	417,287円	351,500円	自家用乗用自 動車運転者	63.1 歳	187,500円	2.23
その他	56.3 歳	5 人	297,920円	332,411円	316,360円	-	-	-	-
山口県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国	51.2 歳	1,829 人	288,144円	330,553円	330,553円	-	-	-	-
類似団体	54.0 歳	36 人	310,884円	347,001円	325,463円	-	-	-	-

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C/D
防府市	-	-	-
清掃職員	5,567,234円	4,376,300円	1.27
学校給食員	5,370,784円	3,119,200円	1.72
用務員	-	-	-
自動車運転手	5,523,513円	2,561,800円	2.16
その他	4,841,153円	-	-

※民間のデータは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。

（令和3年～5年の3ヶ年平均）

※技能労務職の職種と印鑑の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※「平均給料月額」とは、令和6年4月1日における職種ごとの職員の基本給の平均。

※「平均給与月額(A)」とは、平均給料月額と月ごとに支払われることとされている全手当の額を合計したものである。

※「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

※類似団体の職員数は、一般市類型「Ⅲ-2」31団体の平均

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給料月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては、前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 年齢別職員数及び平均給与

区分	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 ～	総計
全体						3 4,737	6 4,300	20 4,251	29 4,383	16 2,165	74 38,756
清掃職員						2 4,276	5 4,296	17 4,286	24 4,424	12 2,227	60 3,930
学校給食員								1 *	2 3,821	1 *	4 3,370
用務員											
自動車運転手						1 *			3 44,267	1 *	5 4,172
その他							1 *	2 4,153		2 1,995	5 3,324

※データは令和6年4月1日のもの。

※表の上段は人数（単位：人）、下段は平均給与（単位：円）

※対象となる人数が2人未満の場合は個人情報保護の観点から、平均給与の欄をアスタリスク（\*）としている。

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

令和7年4月1日以降採用の技能労務職員については、国家公務員の行政職俸給表(二)を適用

既存の技能労務職員については、技能労務職給料表（国家公務員の行政職俸給表(一)の1級～4級を合成したもの。4級制）を適用

イ 技能労務職員に係る特殊勤務手当

手当の種類	手当の額		手当の支給を受ける者の範囲
衛生現業手当一号	一日	700円	し尿・ごみの収集作業、葬儀業務又は廃棄物処理施設の機械操作に従事した職員
	半日	350円	
衛生現業手当二号	一回	600円	焼却炉内又は破砕処理機内の清掃、点検、補修、灰出し作業又は不燃物等の除去作業に従事した職員
衛生現業手当三号	一件	300円	犬猫等の死体処理作業に従事した職員

※データは、令和7年4月1日のもの。

ウ 昇給基準

毎年4月1日に前一年間の勤務成績に応じて、4号給（55歳を超える場合は2号給）を標準として昇給

## 2 基本的な考え方

技能労務職員については、第3次行政改革前期計画に基づき民間委託等の推進や事業の見直しを進めており、一部の職種を除き、退職者不補充としている。

給与については、国家公務員や他の地方公共団体、民間の類似職種との均衡に留意し、より適正な運用に取り組んでいく。

## 3 具体的な取組内容

給料表については、技能労務職給料表（国家公務員の行政職俸給表（一）の1級～4級を合成したもの。4級制）を適用していたが、令和7年4月1日以降採用の技能労務職員については、国家公務員の行政職俸給表（二）を適用することとした。

## 4 その他

ごみ収集業務については、市としての廃棄物処理責任を適正に果たすとともに、災害時のごみ対策など、緊急時の機動的な対応力を確保するため、市職員による一定の収集体制を堅持する必要があることから、採用を再開した。